

周南市立新南陽市民病院 施設分類別計画



平成31(2019)年3月
(令和5年(2023)3月改訂)
周南市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状.....	3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	4
第6章 今後の施設の方向性.....	5
第7章 計画期間.....	6
参考資料.....	7

第1章 本計画の目的

周南市立新南陽市民病院施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の「周南市立新南陽市民病院（以下「市民病院」という。）」について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

市民病院は、旧新南陽市内の有数企業で経営されていた唯一の総合病院の老朽化による閉院や住民の医療ニーズの高まりに応えるために設置した施設であり、周南市病院事業の設置等に関する条例を定め、病院管理室が所管しています。平成12(2000)年4月1日の開設以降、周南西部地域の中核的医療機関として「医療を通じて住民の健康と福祉の増進を図る」という自治体としての責務を果たすため、指定管理者である公益財団法人周南市医療公社とともに、質の高い医療サービスを提供しています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は、保健衛生施設であり、病院管理室が所管します。

図表1 対象施設

施設名	所在地	地域	利用圏域
新南陽市民病院	宮の前二丁目3番15号	富田西	広域

图表2 市民病院位置图



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

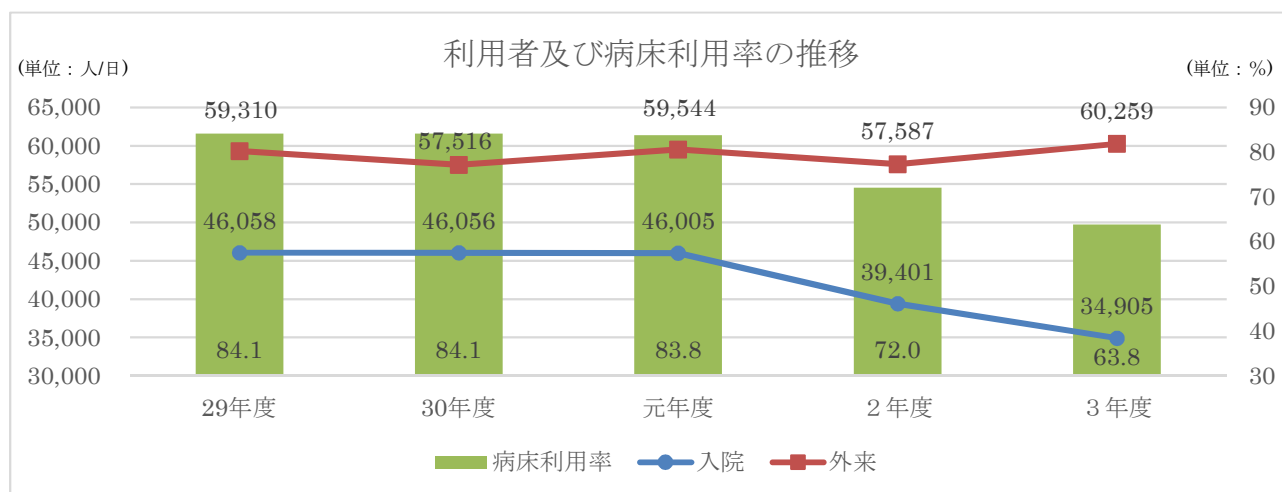
市民病院の過去5年間の入院患者数、外来患者数及び病床利用率は次表のとおりです。

近年、病床利用率は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により病床を制限した結果、令和2(2020)年度及び3(2021)年度は大きく減少しています。外来も、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度に患者数が大きく落ち込みましたが、令和3(2021)年度は増加している状況です。

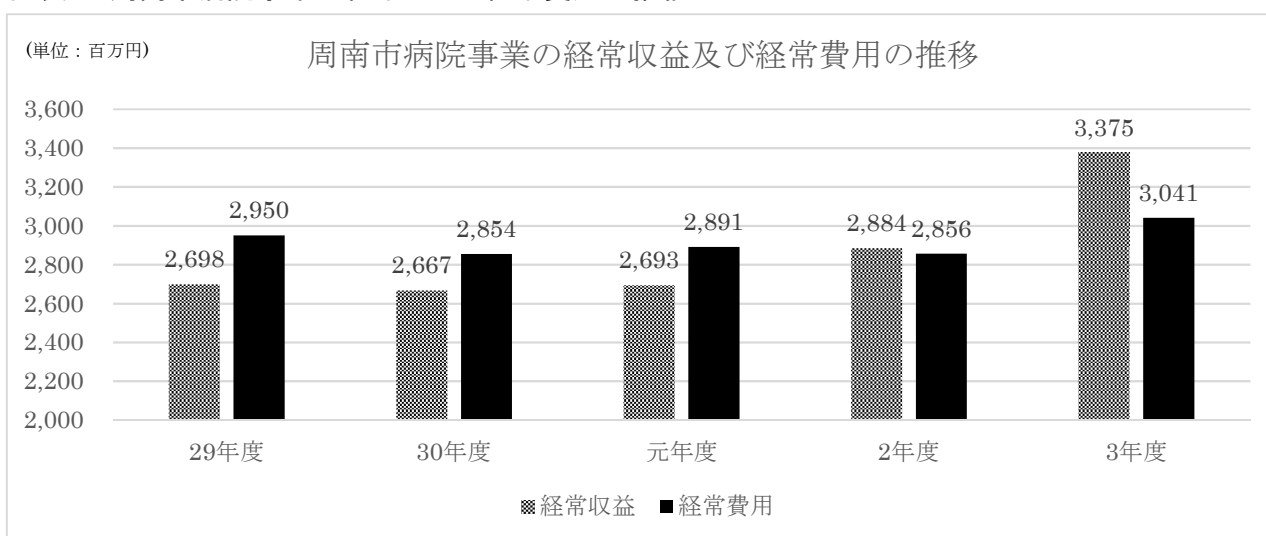
図表3 利用者及び病床利用率の推移

(単位 人・人/日・%)

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
入 院	延患者数	46,058	46,056	46,005	39,401	34,905
	一日当たり患者数	126.2	126.2	125.7	107.9	95.6
外 来	延患者数	59,310	57,516	59,544	57,587	60,259
	一日当たり患者数	243.1	235.7	247.1	237.0	249.0
病 床 利 用 率		84.1	84.1	83.8	72.0	63.8



図表4 周南市病院事業の経常収益と経常費用の推移



令和2(2020)年度及び3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症関連補助金等により黒字となったものの、入院患者及び外来患者の低迷が続き、厳しい経営状況が続いています。

(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表 5 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
		床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況					
							総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
新南陽市民病院	10,792.15	10,792.15	2000	SRC /50年	未経過	新耐震	30.30	全部対応				0.5~3m	1~2m	

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)

* 法定耐用年数：地方公営企業法施行規則 別表第二号に定める耐用年数

第5章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

平成 28(2016)年 3 月、地域医療の確保と財政健全化を図り、地域にとって必要な病院として存続するための指針となる「周南市立新南陽市民病院新改革プラン」(以下「新改革プラン」という。)を策定し、医療機能の充実や経営基盤の強化に取り組んできました。しかしながら、平成 27(2015)年から整形外科医の非常勤化が継続し、更に新型コロナウイルス感染症拡大により入院患者が減少しています。令和 2(2020)年度からの新型コロナウイルス感染症関連補助金の受入れ等もあり経常収支は黒字となっているものの、厳しい経営状況が続いています。市民病院を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、今後も地域において必要な医療を安定的・継続的に提供していくためには、医師の確保及び効率的で質の高い医療提供体制の構築が重要な課題となっています。

このような状況の中で、新改革プランの計画期間が令和 2(2020)年度までであることから、令和 3(2021)年 3 月に「周南市立新南陽市民病院新改革プラン(第 2 期)」(以下「新改革プラン(第 2 期)」という。)を策定し、現在、新改革プラン(第 2 期)に沿って、経営改善に取り組んでいるところです。

一方、下松市、光市及び周南市の 3 市で構成される周南保健医療圏域の 75 歳以上人口は年々増加し、高齢化の進行に伴う医療需要の増大が見込まれています。平成 28(2016)年に県が策定した「山口県地域医療構想」において、今後の医療需要の変化に備え、周南保健医療圏域の各医療機関の機能を明確にし、それぞれの特性を踏まえ、役割分担や相互連携を進めていくことが求められていることから、より一層病病・病診連携*を深め、同医療圏域での役割を果たしていくことが必要です。

* 病病・病診連携・・・地域医療において効率的な医療を提供するために、地域内の病院同士または病院と診療所が行う連携のことです。

(2) 建物の状況と課題

市民病院は築後 22 年が経過しており、建物については一部にクラックが見られるものの目立った破損箇所は見受けられません。しかしながら、空調等の機械設備の老朽化が進んでいるため計画的にこうした機器設備の更新工事を行っています。

また、医療需要の変化や新興感染症に対応するための機能の強化を目的とした施設の改修等が必要とされています。

第 6 章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、継続利用(現状維持)となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料 2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

「第 2 章 施設の設置目的と経緯」及び「第 5 章 施設を取り巻く状況と課題」において示したように、周南市が属する周南保健医療圏域の高齢化の進行に伴い医療需要が変化していく中で、市民病院は、同医療圏域の各医療機関との役割分担や相互連携により、周南西部地域の中核的医療機関としての役割を果たしていくことが求められています。

また、山間へき地等の民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供や救急医療等の不採算・特殊部門に関わる医療の提供など、公立病院としての役割も求められています。

築後 22 年である施設は、一部にクラックが見られるものの目立った破損箇所は見受けられず、耐震性も備えており、十分にその機能を果たせる状態です。

これらのことから、市民病院については今後も継続利用を図ることとします。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 6 具体的な方針と実施時期(予定)

施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
	築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
新南陽市民病院	22	RC /50年	未経過	新耐震	30.3	全部対応	洪・高	継続利用(現状維持)	継続利用	空調設備改修				

周南西部地域の中核的病院として住民の期待に応えていくため、今後も継続利用とし、適正な利用が図れるよう、引き続き適切な維持管理を行っていきます。

その中で、改修の視点においては、空調設備の老朽化が著しいため、令和7(2025)年度までに順次更新するとともに、時代の変化に合わせた機能の充実や新興感染症への対応も必要となってきたことから、これらの課題を解決するため、施設の改築等も含めた対策を検討します。

経営改善の視点においては、新改革プラン(第2期)に沿って、引き続き経営の効率化に向けた取組みを推進します。

また、今後、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等に規定する照度等の基準に留意しつつ、施設の用途や費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で、LED照明の導入も検討します。

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い			
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化）	
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せられないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市立新南陽市民病院

施設分類別計画

平成31(2019)年3月

(令和5(2023)年3月改訂)

健康医療部 病院管理室
〒746-0017 周南市宮の前二丁目3番15号

電話 0834-61-3092

FAX 0834-61-2501

電子メール byouinkanri@city.shunan.lg.jp